

個別規程 IIJ FiberAccess/U サービス

令和6年8月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

IIJ FiberAccess/U サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
100Mbps,1/256C	通信速度:最大 100Mbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/256C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56
100Mbps,1/64C	通信速度:最大 100Mbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/64C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56
100Mbps,1/32C	通信速度:最大 100Mbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/32C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56
100Mbps,1/16C	通信速度:最大 100Mbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/16C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56
100Mbps,1/8C	通信速度:最大 100Mbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/8C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56
100Mbps,1/4C	通信速度:最大 100Mbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/4C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56
1Gbps,1/256C	通信速度:最大 1Gbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/256C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56
1Gbps,1/64C	通信速度:最大 1Gbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ:1/64C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ:/56

1Gbps,1/32C	通信速度:最大 1Gbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ: 1/32C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ: /56
1Gbps,1/16C	通信速度:最大 1Gbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ: 1/16C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ: /56
1Gbps,1/8C	通信速度:最大 1Gbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ: 1/8C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ: /56
1Gbps,1/4C	通信速度:最大 1Gbps 割り当てられる IP アドレス空間の大きさ: 1/4C 割り当てられる IPv6 アドレス空間の大きさ: /56

第 2 条(申込後の解除に関する特則)

IIJ FiberAccess/U サービスに係る IIJ インターネットサービスの利用の申込を当社が承諾した後において、開通工事の事情等により当社の判断で、IIJ FiberAccess/U サービス契約を遡って解除する場合があります。

第 3 条(最低利用期間)

IIJ FiberAccess/U サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ FiberAccess/U サービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、課金開始日とします。

2 前項の規定にかかわらず、IIJ FiberAccess/U サービス契約の期間中に第 6 条(契約内容の変更)の規定に基づき品目に変更があった場合には、当該変更の日を起算日として 1 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

第 4 条(サービスの提供区域)

IIJ FiberAccess/U サービスの提供区域は、アルテリアが定める提供区域のうち当社が指定する提供区域とします。

第 5 条(IP アドレスの特定)

IIJ FiberAccess/U サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ FiberAccess/U サービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ FiberAccess/U サービスを利用することはできません。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ FiberAccess/U サービスの契約内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 回線終端場所
- (2) 品目(100Mbps に係る品目から、同一の IP アドレス割当数に対応する 1Gbps に係る品目への変更に限りませす。)
- (3) 第 1 号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

第 7 条(品質保証)

IIJ FiberAccess/U サービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

- (1) 遅延時間

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 8 条(機器の管理)

契約者は、当社が貸与する端末設備につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 端末設備を当社の承諾なく回線設置場所から移動しないこと
- (2) 端末設備を日本国外に持ち出さないこと
- (3) 端末設備を譲渡又は担保に供さないこと
- (4) 端末設備を当社の承諾なく転貸又は売却して第三者に利用させないこと
- (5) 端末設備を分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の状態から変更しないこと
- (6) 端末設備を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ FiberAccess/U サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他端末設備を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく端末設備を当社に返還するものとします。

第 9 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、端末設備に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当社の指示があった場合は当該端末設備を当社に返還するものとします。

2 前項の返還があったときは、当社は、代替機の送付を行います。

3 端末設備の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 2 の 3.一時費用(3)に定める金額を支払うものとします。

第 10 条(亡失品に関する措置)

契約者は、端末設備を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 8 条(機器の管理)第 2 項に定める返還がなかった場合の当該端末設備を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

(1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。

(2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(3) 亡失品についても、契約者は、第 8 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第 11 条(端末設備の保守受付対応時間等)

当社は、IIJ FiberAccess/U サービスにあつては、24 時間 365 日の態様による端末設備の保守の受付及び平日の当社が定める時間帯の現地保守作業を行います。

2 現地保守作業の結果、IIJ FiberAccess/U サービスが契約者の責に帰すべき事由により利用し得ない状態であったことが明かとなったときは、契約者は、当社に対し、当該作業に関して要した費用を支払うものとします。

第 12 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ FiberAccess/U サービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) 24 時間オンサイト保守オプション

IIJ FiberAccess/U サービスの契約者に対し、24 時間 365 日の態様による現地保守作業を提供するもの

3 24 時間オンサイト保守オプションの利用における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、24 時間オンサイト保守オプションの課金開始日とします。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 45 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 13 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ FiberAccess/U サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 45 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 14 条(構内配線設備等の撤去)

契約者は、IIJ FiberAccess/U サービスを利用するために使用していた契約者の構内配線設備等の撤去について、前条(解除の効力が生ずる日)第 1 項の解約申込書に記載して当社に申し出をすることにより、当社による撤去工事を受けることができるものとします。この場合において、撤去実施日時は、当社と契約者が別途合意した日時とします。

2 前項の撤去に要する費用は、別紙 2 の 3.一時費用(4)に定める金額とします。

第 15 条(料金)

契約者が、IIJ FiberAccess/U サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ FiberAccess/U サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。なお、第 2 条(申込後の解除に関する特則)の規定に基づき IIJ FiberAccess/U サービス契約を解除された場合には、契約者には料金の支払義務はありません。

第 16 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ FiberAccess/U サービス契約および IIJ FiberAccess/U サービスオプション契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとしします。

第 17 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ FiberAccess/U サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。但し、端末設備の故障等を原因とする場合は含まないものとしします。以下同じとしします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 4 に定めるところにより IIJ FiberAccess/U サービス契約の基本料金の減額を行うものとしします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとしします。

2 IIJ FiberAccess/U サービスにおいて第 7 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 4 に定めるところにより、IIJ FiberAccess/U サービスの料金の減額を行うものとしします。この場合において前項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費用の額をその限度額としします。

第 18 条(通信環境保全)

当社は、契約者の通信環境保全を目的として、契約者の通信量を計測するものとしします。また、計測の結果、帯域が逼迫している等通信環境が劣化する可能性があるると当社が認めた場合には、当社から契約者に対し、他の当社サービスへの切り替えの提案を行う場合があります。契約者はあらかじめこれらに同意するものとしします。

第 19 条(技術的事項)

IIJ FiberAccess/U サービスにおける基本的な技術事項は、別紙 5 のとおりとしします。

附則

平成 24 年 10 月 1 日施行

この契約約款は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

平成 24 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

平成 25 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

平成 28 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 9 月 1 日変更から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日変更から実施します。

平成 29 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 10 月 1 日変更から実施します。

令和 4 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 7 月 1 日変更から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日変更から実施します。

別紙 1 IIJ FiberAccess/U サービスにおける品質保証 [第 7 条 関係]

遅延時間

(1) 保証基準

利用月における当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの平均遅延時間が、以下に示す保証値を超えないこと。

区間	保証値
国内	25ms

備考

(1)国内区間とは、当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの区間をいいます。

(2)当社のネットワークセンタ又はデータセンターと契約者のネットワークの間(アルテリアの網に相当する区間)は保証の対象ではありません。

別紙 2 IIJ FiberAccess/U サービスにおける料金等 [第 15 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

品目	料金
100Mbps,1/256C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/64C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/32C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/16C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/8C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/4C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/256C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/64C	当社が別途契約者に示す金額

1Gbps,1/32C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/16C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/8C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/4C	当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)契約者の請求により当社が定める時間外に開通工事を実施した場合は、当社が別途契約者に示す費用が発生します。

(2) オプションサービス

第 12 条(オプションサービス)第 2 項第 1 号に定める 24 時間オンサイト保守オプションの利用にあつては、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

品目	料金
100Mbps,1/256C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/64C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/32C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/16C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/8C	当社が別途契約者に示す金額
100Mbps,1/4C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/256C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/64C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/32C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/16C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/8C	当社が別途契約者に示す金額
1Gbps,1/4C	当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

第 12 条(オプションサービス)第 2 項第 1 号に定める 24 時間オンサイト保守オプションの利用にあつては、当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)解約月は、解約日にかかわらず日割計算式が適用されません。

3 一時費用

- (1) 第 6 条(契約内容の変更)に基づく契約内容の変更が発生した場合にあっては、当社が別途契約者に示す金額
- (2) 第 9 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく端末設備の故障にあっては、当社が別途契約者に示す金額
- (3) 第 10 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金にあっては、当社が別途契約者に示す金額
- (4) 第 14 条(構内配線設備等の撤去)第 2 項の撤去に要する費用にあっては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 16 条関係]

IIJ FiberAccess/U サービスの品目に応じ、第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 料金の減額 [第 17 条関係]

1 利用不能時の減額 (第 17 条第 1 項関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

2 品質保証違背時の減額 (第 17 条第 2 項関係)

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

別紙 5 技術的事項 [第 19 条関係]

IIJ FiberAccess/U サービスにおける責任分界点は、当社が貸与する端末設備と契約者の構内ネットワークとの接続点とします。